

平成25年度第2回調布市個人情報保護審査会会議録

日時 平成25年7月9日(火)
午前10時から
会場 市役所5階 特別会議室

○ 出席者(敬称略)

会長 佐瀬 一男
委員 小山 宇一
田辺 一男
増田 径子(新任)

説明員 仁藤 美保(文化振興課課長)
野口 知子(文化振興課文化振興係長)
小林 栄一(文化振興課主任)
事務局 野澤 薫(総務課長)
三井 豊(総務課長補佐)
荒木 優一(総務課公文書管理係長)
小泉 希代子(総務課公文書管理係主査)
安倍 俊雄(総務課公文書管理係主任)
須川 綾子(総務課公文書管理係主事)

○ 欠席者(敬称略)

副会長 小菅 敏夫
委員 前村 久美子

○ 会議内容

1 審査会委員委嘱式

新任委員の委嘱式を行った。

2 議事

(1) 平成25年度第1回個人情報保護審査会会議要録について

佐瀬会長：前回の平成25年度第1回個人情報保護審査会会議要録について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：第1回の会議要録につきまして御報告いたします。第1回の会議要録案につき

ましては、5月1日に委員の皆様へ発送いたしまして、5月13日までにお気づきの点などお寄せくださるようお願いしておりましたが、特に御意見等寄せられませんでしたので、5月24日からホームページ等で公開しております。

(2) 平成25年度個人情報保護制度の運用状況について（報告）

ア 平成25年度個人情報取扱事務の届出一覧表（資料1）

イ 平成25年度自己情報の開示等の請求内容及び処理状況（資料2）

佐瀬会長：続きまして、議事(2)の平成25年度個人情報保護制度の運用状況について報告をお願いいたします。

事務局から（資料1）、（資料2）により説明する。

（質疑応答）

佐瀬会長：以上の報告で、何か御質問等ございましたらお願いします。

田辺委員：資料2の3番ですが、権利関係者の構造計算書だから非開示というのは、本人以外の部分だから対象ではないという趣旨でよろしいでしょうか。

事務局：はい。請求者が住まわれている住宅のタイプとは別タイプの住宅の構造設計計算書も建築確認申請書に添付されていたので、その部分は請求者の自己情報とはみなさずに、請求者が所有している住宅タイプの構造設計計算書だけを開示しました。

田辺委員：はい。あと個人印の印影を非開示ということですが、これはどうしてですか。

事務局：建築士の個人印でしたが、偽造防止のために非開示としました。

田辺委員：もう一点、資料1のほうですが、以前も議論になったかと思いますが、形式的なことですが「記録する個人情報の内容」に「思想信条等」の項目がありますが、これはいつも記録することが無いということだったと思いますので、形式上項目自体を削除しても良いかと思いますがいかがでしょうか。

事務局：現状として収集している事務はあります。資料1で報告している36～52番の障害福祉課の事務が、政党や宗教などのお話が相談者から出た場合に、必要があれば記録することもあります。調布市が主体的に聞いている項目ではありませんが、項目から削除してしまうと、収集していること自体が見えなくなってしまう、見えない状態で収集していることのほうが危険だと考えています。

田辺委員：以前議論したのは、受け身の立場であっても調布市が思想信条を収集していることは好ましくないという話があって、確かに聞いたものを記録するのは仕方がないとは思いますが、それは「その他」の項目ではないのでしょうか。

事務局：届出の様式が条例で決まっています、「思想信条等」の項目も決まっています。
調布市が「思想信条等」を収集することを考え直すということであれば、様式等改正になると思います。現段階では、受け身にせよ収集している場合に所管課が届出に記録しないというのは条例違反になります。

佐瀬会長：思想信条を収集する特殊な場合というのは、どういう場合があるのですか。

事務局：施設入所の相談などの際に、支持政党や信教の違う方同士が同じ部屋にならないように配慮が必要と判断されるケースがあれば相談記録に記載する場合もあるかもしれません。相談者が御自分から支持政党や信教をおっしゃるのは、大事に考えているからだと思うので、記録することが皆無とも言い切れず、可能性があるため届出にチェックを入れているということです。

佐瀬会長：すっきりと納得はできないですが。

事務局：法令で、思想信条等を収集しなければならない場合もあるようです。例えば選挙の場合、被選挙権の資格を調べることになっていて、確か前科情報を集めなければならないことになってきたかと思います。こういった場合を考えると、要注意情報等を収集していることを届出で公表する義務があります。

田辺委員：そういったことは、思想信条とは違うと思います。客観的な事実ですよ。思想信条は内心的なものだと思います。

佐瀬会長：ほかに御質問はございますか。増田委員、今の話を聞いていてわかりますでしょうか。事務局から、資料1の3番「調布市立学校児童死亡事故検証委員会事務」と60番「調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会事務」を例に、記録する個人情報について具体的な説明をお願いしますか。

事務局：3番は、調布市で起きたアレルギー事故について、当該事故自体の検証委員会を外部委員などを招集して発足しまして、その報告の取りまとめが平成25年3月末まででしたので、委員会は一旦役目を終えたということで廃止の届出となりました。

佐瀬会長：この事務の基本的事項、心身の状況、家庭状況、社会生活、その他は具体的にはどんな個人情報になりますか。

事務局：この届出は、事故当事者の児童の個人情報と、委員会委員の個人情報の2つからなっております。基本的事項は、委員の氏名、住所など、心身の状況は事故当事者児童の病歴や健康状態が収集されていたということです。家庭状況は児童の御家族について、社会生活は委員の職業、資格について収集しています。その他は、事故当時の状況について調べた内容です。

佐瀬会長：それらの個人情報を収集して会議をし、終わったので廃止をされたということです。次に開始された60番の再発防止検討委員会事務はいかがですか。

事務局：これにつきましては、3番の死亡事故に限らず、これから先のアレルギー事故を防ぐためにどういった対策が必要なのかを検討する委員会の事務になります。

基本的事項は委員の個人情報、心身の状況は前回の事故で集めた情報を基に検討していますので健康状態などの情報だと思います。家庭状況も前回の事故で報告を受けた内容です。社会生活は委員の個人情報で、財産状況は委員への報酬を支払う口座などの情報です。

佐瀬会長：こういった収集する個人情報の項目にチェックを入れて、審査会に報告するという流れになっています。ほかに御質問はございますか。ないようでしたら、諮問に入りたいと思います。

事務局：今回は2つの事務が出ておりますが、システムとしては同じで、オンライン結合、クラウド化する案件ですのでまとめて説明いたします。

佐瀬会長：以前に似たような事務がありましたね。

事務局：はい。スポーツ振興課によるスポーツ施設、教育会館の施設予約システムです。同じ業者で、同じサーバーームに文化振興課のサーバが動くという内容の諮問です。

小山委員：スポーツ振興課のその事務は、問題なく動いていますよね。

事務局：はい。

(3) 個人情報を取り扱う事務について（諮問）

ア 調布市文化会館たづくり施設使用等に関する事務（資料3）（資料3-2）

イ 調布市グリーンホール施設使用等に関する事務（資料4）

（説明員：文化振興課 仁藤課長，文化振興課 野口係長，文化振興課 小林主任）

文化振興課より（資料3）（資料3-2）（資料4）により説明する。

佐瀬会長：現在は、たづくりの8階で市職員が管理しているのですか。

仁藤課長：財団の職員です。

佐瀬会長：どのような個人情報が、富士通へ流れるのですか。申込用紙があるのですか。

仁藤課長：施設予約の時は申込用紙がありまして、個人名、所属団体名、住所、使用する催し、使用する施設及び時間です。チケットについては個人の買ったチケットの履歴がこのシステムに残ります。

佐瀬会長：それが外部に委託されるのですね。何かほかに御質問はございますか。

小山委員：一昨年度に諮問にかけたスポーツ振興課のシステムと同じで、何の問題もないなら、大丈夫だと思います。誰がそのシステムの端末を管理するのか、誰でも見ることができてしまうのかということが問題にあがりましたが、今回は端末セキュリティ対策ができていますので良いと思います。

佐瀬会長：簡単に、資料3-2のシステム導入図を説明していただけますか。

仁藤課長：まず、このシステムのLANを使うのは、市役所のLANと指定管理者である財団のLANと2箇所使います。そしてこの図の「管理者」は事務の担当者です。この担当者にIDとパスワードを付与します。このIDとパスワードを使って、富士通データセンターにあるサーバに入ることになりますが、IDとパスワードに加え、サーバにアクセスできるパソコンも特定されたものだけになります。ですので、IDとパスワードを持っていても、自宅などから別なパソコンでアクセスすることはできません。富士通のデータセンターでは、既にスポーツ振興課の施設予約サーバが入っていますので、同じサーバールームで文化振興課のサーバを使うという形になります。

佐瀬会長：業務上の利点は何でしょうか。

仁藤課長：現在は、文化会館たづくりの施設メンテナンスの際に停電を伴うのですが、その際に予約システムもダウンすることになります。ですが、データセンターにサーバを置くことによって、システムダウンをせずに施設メンテナンスを行うことができます。また、システム障害が起きた時に、財団で調査、富士通に連絡などの手間を省いて障害を復旧することができるという利点があります。

佐瀬会長：何かほかに御質問はございますか。よろしければ、ただ今の諮問について可とする委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

佐瀬会長：それでは、全員一致でこの諮問は可とします。

(説明員退室)

2 次回日程について

次回の審査会日時は、平成25年10月24日(木)午前10時から、会場は特別会議室(市役所5階)を予定しています。

佐瀬会長：それでは平成25年度第2回個人情報保護審査会を終了いたします。